

# 東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號  
昭 和 十 六 年 二 月

## 創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論	文學士 小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通過費用	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想	經濟學士 穗積文雄
領用制の進展	經濟學士 徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習	經濟學士 大上末廣
買辦制度	經濟學士 鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度	經濟學士 岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について	經濟學士 熊本吉郎
佛領印度支那の財政	經濟學士 島本 融
東亞廣域經濟の貿易政策	經濟學博士 谷口吉彦

( 禁 轉 載 )

書 肆 有 斐 閣 發 賣

# 中國に於ける聯合準備制度について

——金融部門に於ける中國的性格の一考察として——

熊 本 吉 郎

中國に於ては、國家權力頗る弱く、國民また自主的・自己防衛的精神に富み、ギルド的制度の發達せることは中國發展史の總てに於て、一の基本事情として、必ず取上げられて居る所である。このことは、金融部門に於ても例外をなすものではなく、而も、今日、依然として、社會的使命をになつて、重要な役割を演じつゝあるのを見る。

銀行券の發行に關して、先づこのことを見やう。中國に於ける中央銀行は、もと、單に制度的移入によつて創設されたもので、經濟的足場を有せず、たゞ財政補填機關としての意義を有したに止り、國家權力また地方にまで浸透し得なかつたので、従つて、中央銀行兌換券の普及は、清末以來、頗る困難な事柄であつた。その後、幾變遷を経て、漸く、民國二十四年十一月に實施された劃期的幣制も、假令、國民政府の國家統一事業がやゝ成功に近づき、經濟體制も幾分その基礎條件を充すものとなりつゝあつたとはいふものゝ、政治・經濟の極度の不安

を打解せんとする非常手段であつたと見られ、國家統制の及ばない面が依然として多分に残つて居たのであるから、管理通貨制の實施には、相當の不安があつた。特に、國家と發券との關係に對する過去の苦い經驗は、管理通貨制なるが故に、國民をして、一層危惧せしめるものがあつた。この國家に對する不信用を排除し、國民の信頼を得んとするために設けられたのが、「發行準備管理委員會」である。これは、一時的過渡的の制度に過ぎなかつたとしても、政府の止むを得ざる妥協策であり、他方、民間側にとつては、一種の有力なる防塞をなすものであつたことは、燎かである。而して、このことは、中國の中央銀行がかゝる聯合準備的性格を以て生れ、且つ發展すべきことも示唆するものと云ひ得べく、かゝる制度の歴史的必然性を窺ひ得るのである。

また、日支事變勃發するや、國民政府は、民國二十六年、第一次モラトリアム令を施行し、更に、民國二十八年、上海に第二次モラトリアム令が實施され、これに對する適應措置として採用せられた同業匯割制度が、同業匯割領用制度にまで發展せしめられたことは周知の如くである。而して、この領用匯割制度には、後述する如く、匯割證發行の規定が含まれて居るのであるが、之を見ると、法幣没落に對處する聯合準備發券制を根底に用意するものゝ如くに思はれる。このことは、もとより立案當事者が意識して居たかどうかを私は知らない。併し、上述の規定を、中國の歴史から見直すならば、そのことが根底にひそんで居ると斷言しても不可なきものゝやうである。若し、この結論が許されるならば、即ち、金融機關の自主性、國家權力に依存せずして自己を維持發展せしめんとする歴史性の具現に外ならぬ。換言すれば、中國的性格の一の現象と見られるのである。

ここに、聯合準備制の歴史を究明し、且つ、今日依然として、これが存續して居る社會的根據を明かにするこ

とが要請せられるのである。

聯合準備制は勿論、發券の聯合準備に端を發し、従つて、かゝる目的のための聯合準備制と更にこれと關聯して、中央銀行制度の不備に對する自衛策としての預金貸出に關する聯合準備制との存在を見る。後者は、上海銀行業同業公會聯合準備委員會が組成され、財産を共同準備し、公單を發給することによつて金融逼迫に對處せるが如き、また、上海錢業同業公會聯合準備庫が同じく財産を共同準備して、法幣の領用を圓滑ならしめ、もつて、相互援助をなす仕組をとれるが如き、總てこれに屬する。

また、聯合準備制は、政府が權力の及ばざるを認め、自主的に統制せしめる過渡的妥協的便法として採用せんとしたのに初まり、後には、金融恐慌に對する自衛策として、民間自らがこれを實行に移したもので、二つの異なる動機のあることも注目せなければならぬ。

聯合準備制の發端は、民國八年の「銀行公庫兌換券條例」にあるといはれ、その後、四行準備庫、遼寧省城四行號聯合發行準備庫に於て實際に採用され、最近の「發行準備管理委員會」にその發展を見ると同時に、他方、上海・天津・杭州等に於ける銀錢業の聯合準備制度の組成に、その實例をもつのである。吾々は、これらについて、その各々の内容を明かにすると共に、その歴史的社會的根據を考察し、かゝる面に於ける中國的性格を把握し、且つ、現在の制度の意義及び存在理由を究明し、併せて、中央銀行のもつべき發展的方向を窺知する一材料を提供したいと思ふ。

## 二

銀行公會の聯合準備並に發券の制度は、實現こそしなかつたけれども、民國八年の「銀行公庫兌換券條例」及びこれの復活と見られる民國十二年の「公庫制大綱」の規定にその濫觴を求めることが出来る。

清國末期に幣制の統一並に確立の急務なることが叫ばれ、この實現を一の任務として、中央銀行が設立されるに至つたのであるが、間もなく辛亥革命により成立した民國北京政府も、この意を繼承し、國幣の確立と並行して、紙幣の統一發行に努力が傾注せられた。即ち、中國銀行兌換券<sup>1)</sup>を法貨として、これに強制通用力を認め一方、「各省官銀錢行號監理官章程」(民二)、取締紙幣條例(民四、民九修正)を制定、實施して、地方官設、商立銀錢行號の發券を制壓せんとしたのである。併し乍ら、中央政權に實力なく、地方軍閥は各地に割據して勢力をもち、民間銀錢行號また經濟的地盤にたつて自己の存立を確保して居たのであるから、これらの發券を制御することはおろか、逆に濫發の激増を見る傾向にさへあつたのである。斯くて、發券の統一は全く絶望視されたのであつたが、更に地方軍閥間の鬭争の激化は、その勢力の消長に従つて地方省立官銀錢行號の創立・消滅を伴ひ、軍票的銀行券は無價値になつて一片の紙屑化するもの頗る多く、ために、民間農商民は極度に難澁せしめられ、結局奪取と同じ結果となつたので、各地銀行公會は、政府に對して發券の整理統一を要望したのであつた。政府は勿論望む所であつたけれども、遺憾乍ら、實力なく、こゝに、今日謂はれる自主的統制が考へられたのである。即ち、各地の銀行公會が聯合して公庫を設立し、こゝに準備を統一して發券せしめ、各銀行はこれから紙幣を領用して流通せしめんとする案で、發券の統一と準備の確立による價值維持とを同時に實現せんとするものであつた。この案の具體化するものが民國八年の「銀行公庫兌換券條例<sup>2)</sup>」であるが、この條例は實施されずに葬むられ

(本節參考文獻) 安新陳度編、中國近代幣制問題彙編、第三卷。東亞同文會、支那及滿洲の通貨と幣制改革。張輯編、中國金融論。楊蔭溥、中國金融研究。  
 1) 交通銀行兌換券が之と同一の資格を與へられて居たことは周知である。  
 2) 12條よりなる。

てしまった。併し乍ら、この方策は、當時發券の統一に對する過渡的便法として實施し得る唯一のものであつたし、民國九年「取締紙幣條例」の修正により、中央銀行券への統一が目標とされては居たが、實行され得る段階には依然として達して居なかつたから、銀行公會の全國聯合會議は、前述の案による實施を要望した。<sup>3)</sup>よつて、財政部幣制局は、民國十年、再びこれが制定を決意し、民國十二年十二月「公庫制大綱」<sup>4)</sup>を發表するに至つたのである。

(註) 民國十年、天津・張家口に於て、中國・交通兩銀行券に對する兌換の要求が生じたので、これを救ふため、北京銀行公會は臨時公庫を組織し、共同責任の下に、中國・交通兩銀行券による預金の受入をなすこととなつた。即ち、「北京銀行公會組織臨時公庫暫行辦法」十二條を規定してこれに當つたのである。これが公庫兌換券提倡の始であるといはれる。<sup>5)</sup>

「銀行公庫兌換券條例」と「公庫制大綱」とは主旨に於て、全く同一であるから、こゝには、「公庫制大綱」の要旨を左に示す。

1. 各地銀行公會は聯合して公庫を組織し、公庫兌換券の發行機關とする。領用資格のある銀行は、總て、條例の規定に従つて、この兌換券の領用をなすことを得る。
2. この兌換券は全國一律に通用し、發行地名を記載しないが、若干の地に兌換所を設ける。其の他の各地に於ては、總て爲替取組をなし得、手数料を徴せず。また割引・打歩を附することを許さない。
3. 發行準備は現金準備七割、保證準備三割とする。
4. 準備金は公庫が經理保管し、政府人を派して監督し、當該地商會またこれを検査する。
5. 發行額・流通額・準備金額について、公庫は各別に毎週一回公告し、毎月一回總報告を作成する。

中國に於ける聯合準備制度について

第一卷 二三五 第一號 二三五

3) 公庫兌換券條例，10條の大綱である。  
4) 張輯頌，前掲書，88頁。  
5) 公債及び商業有價證券。

6. 中國・交通兩行は従來通り發券を繼續し得るが、本庫券の領用をまなし得。其の他の銀行既發の舊券は、期限内に全額回收し、或は自行の發行權を取消すものとす。全額回收ならず、或は發行權の取消をなさざれば、その以前に領用することは許さない。

7. 本制度實施後は、如何なる銀行たるを問はず、總て發行權を許與せず。

公庫制の内容斯くの如きものであり、その由來も曩に簡單に述べた如くであるが、幣制局が、この制度を採用する理由<sup>6)</sup>について述べて居る要點を掲げて、當時の事情を窺知する参考としやう。即ち、

「國家の法令充分ゆき互らず、暫時、かゝる制度をとり、群策・群力によるの効果を先づ收め、時期を俟つて、集中の實力も未だ確固たらず、暫時、かゝる制度をとり、群策・群力によるの効果を先づ收め、時期を俟つて、集中制を實行せざるを得ないのである。兌換所を數ヶ所設け、その他の地點では、爲替送金法を以て流通せしむるのであるが、これは準備力を増強し、且つ硬貨の使用を尠からしめ、現銀に兌換しない慣習を養ふにある。集中制は現在實行し能はず、多數制また監督し難く、本制度はこの折衷辦法である。この制度は公開主義をとるから領用銀行の利害は同じである。兌換券の信用も準備が確實であるから。問題とならないであらう。我國の發券銀行は、營業預金を以て發券準備となすものすらあり、頗る危険なる性質をもつ。公庫制をとれば、これが全く二つに別れ、營業と發行とが混同されることは絶對になく、營業に失敗しても、準備は依然殘存しあり、従つて、兌換停止の行はれることはあり得ない」といふ意味のことを述べて居るのである。這般の事情をよく示すものであらう。

6) 馬寅初、公庫制與集中制之比較、中國近代幣制問題彙編、第3卷、116頁。

この公庫制は、發券集中に對する過渡的便法として、最適のものゝ如くに見えたが、他方諸種の缺點をも藏し遂に具體化するに至らず、他の諸法令の例に洩れず、空文に歸し、徒らに發券制度發展史に名をのみ止むるものとなつた。この制度の缺點について、馬寅初<sup>7)</sup>は詳細な検討をなし、その述ぶる所は、總て肯綮せしむるものがある。今、こゝに、それを紹介する煩を避けるが、細目について、検討するまでもなく、公庫制實施を不可能とせる決定的根本事情として、次の二點を擧げれば充分であらう。即ち、

(1) 地方軍閥の勢力頗る大であり、彼等を背景とする官銀錢行號の發券取締りが不可能であつたこと。而して公庫制を實施するも、軍閥の喰物となるであらうこと。要するに、國家中央權力が地方軍閥を支配下に置き得ないその薄力が、かゝる公庫制を想到せしめたのであるが、而も、公庫制はこれを克服し得るものではあり得なかつたのである。

(2) 幣制が依然として混亂しあり、確立して居なかつたことが、公庫制實施の困難性を一層決定的ならしめる。即ち、銅幣以外に銀幣あり、銀幣には、銀兩・銀元の兩單位がある上に、銀兩また各地に於て相違し、銀元また、各種の品位重量のものが流通しある状態であつた。基本的幣制未だ斯くの如くで、如何にして統一ある紙幣の發行が可能であらうか。紙幣の統一また急を要するとはいふものゝ、本末顛倒しては、成功を期待し得ないこと、自明であらう。

斯くて、この公庫制は實施されずして終り、全く空文に歸したのである。併し乍ら、この制度は中國發券制度發展史に於て注目すべき意義を有する。即ち聯合準備制度が、この公庫制に範をとり、後述の四行準備庫その他

の實施となつて現れるに至つたのであり、政府が無力なるが故に自主的統制に依存せざるを得なかつたといふ事態と共に、歴史的には抹殺し得ないものであらう。

### 三

銀行が聯合して、兌換券の信用を確實ならしめるため、獨立の發券機關を設けるに至つた最初のものは、謂ふ所の四行準備庫である。四行準備庫は鹽業・金城・中南・大陸の四銀行が設立し、民國十二年より開業せるものである。この四行準備庫は、前節に述べた公庫兌換券制度とは直接の關係はないといはれるが、民國八年の「公庫兌換券條例」及び民國十二年のその復活制定と一聯の關係があることは否定し得ない。蓋し、兌換券の統一、流通普及に對する當時の對策が、かゝる方向にあつたと考へられるからである。

當時は、歐洲大戰後の反動襲來期であり、世界經濟は恐慌に苦惱し、銀價の低落及び戦後の列國對支活動の復活は、中國經濟に影響する所大であり、大戰中の好調に對する反動は深刻なるものがあつた。而も、國內に於ては、旱魃洪水の災とともに、大内亂相次ぎ、民國九年には安直戰、民國十一年には第一次奉直戰が起り、民國十三年には江浙戰及び相次いで第二次奉直戰と軍閥間の鬭争が最も激化し、この影響を受けて、經濟界は益々不振に陥らしめられた時であつた。即ち、第一次奉直戰の生ずるや、華北に於て金融恐慌が生じ、江浙戦起るや、上海一帶の金融恐慌となり、錢莊等の倒壊するもの無數であつた。

かゝる情勢に於て、特に第一次奉直戰による金融恐慌に對處せんとして生れたのが、四行準備庫であり、謂はゆる「北方四行」<sup>2)</sup>として、當時の金融界に於て重きをなして居た前記鹽業・金城・中南・大陸の四行が之を設立

(本節参考文献) 東亞同文會、支那及滿洲の通貨と幣制改革。金融研究會、滿洲國幣制と金融。濱田峰太郎、中國最近金融史。金融年鑑。王志華、中國之儲蓄銀行史。カン、近代支那貨幣史。中國

1) 東亞同文會、前掲書、445頁。

するに至つたのである。即ち、「鹽業・中南・金城・大陸銀行準備庫規約」<sup>2)</sup>及び「鹽業・中南・金城・大陸銀行準備庫發行章程」<sup>3)</sup>を定め、四行とは獨立して準備庫を設け、全額準備の下に、兌換券の發行をなさしめんとするものである。この場合、新規の兌換券は發行せず發行權既得の中南銀行券を利用することに定められた。發行章程第一條に「中南銀行は政府が賦與せる發行權を尊重し、且つ社會流通の信用を保持する目的を以て、特に本行發行鈔票に全額準備の章程を規定し、鹽業・金城・大陸各銀行と聯合し、四庫準備庫を設立し、處理を公開し以て確實なることを明かにす」とある。斯くて、四行準備庫は、勘定を獨立とし、費用一切は四行が負擔するも、四行のうち一行に意外の事態が生ずる場合があつても、その損失は四行準備庫とは無關係とし、また、休業するものある場合も、準備庫の存立とは無關係とすることが規定されてある。

四行準備庫は、要するに、中南銀行券の信用を確實にすることによつて、その流通をはかり、金融梗塞を緩和せんとせしもので、當時、天津・張家口に於ける中國・交通兩銀行券の取付騒ぎの波紋から免がれる爲めの、有力なる民間銀行の團結聯合であつたのである。

四行準備庫は、その後、健實なる歩調を以て、發券を續けたのであるが、<sup>4)</sup>民國二十四年の幣制改革の時を以て發券を中止し、準備庫と同年に設けられた儲蓄庫を専ら營業することとなり、四行儲蓄會として今日現存する。

(註) 中南銀行券の發行高<sup>5)</sup>

一九二三年末	一四、〇七一、五四〇元	指數一〇〇	一九二六	一五、四二〇、七六二	一一〇
一九二四	一二、七四三、八五〇	九一	一九二七	一七、三三〇、三七九	一二三
一九二五	一四、五一四、〇五七	一〇三	一九二八	二九、六四五、九〇五	二一一

中國に於ける聯合準備制度について

第一卷 二三九 第一號 二三九

2) 濱田峰太郎, 前掲書, 267頁。  
 3) 4) 東亞同文會, 前掲書, 448頁。  
 5) カン, 前掲書, 225頁。

中國に於ける聯合準備制度について

	第一卷 二四〇	第一號 二四〇
一九二九	三三、一二〇、三三六	二三五
一九三〇	四九、一八四、六五六	三五〇
一九三一	三五、八一三、七五二	二五五
一九三二	三二、三〇七、八五七	二三〇
		一九三三
		一九三四
		一九三五
		七二、二八二、〇〇〇
		五二四
		二六二
		二八六
		四〇、二五四、三〇〇
		三六、八七一、八三七

四行準備庫を模倣し、紙幣の價值維持を行はんとし、省政府自らが設立せしめたものに、「遼寧省城四行號聯合發行準備庫」がある。これ、民國十八年五月、奉天に於て設立されたものである。

民國十七年、張作霖、爆死後、國民政府の北伐軍は北京に入り、張學良また之に屈服した。當時、奉天に於て強制通用せしめられて居た奉天票（東三省官銀號發行）は、濫發に濫發を重ね、ために暴落著しく、通貨としての價值が失はれて來たので、これが回収をなし、併せて、南京政府の勢力が東三省に及ぶのを極力防止せんとする目的の下に、設立されたのが、上記準備庫である。即ち、「遼寧省城四行號聯合發行準備庫暫行章程」を定めると同時に「遼寧省城金融管理及現金出境禁止章程」を擬定して、紙幣の發行及び流通に對する取締を嚴にしたのである。

この四行號聯合發行準備庫は、東三省官銀號及び中國・交通・邊業の三銀行によつて設立されたもので、「發行の慎重及び兌換券の信用保持を目的として」、發券の聯合準備をなすものである。即ち、各行號は、現金準備七割、保證準備三割の割合を以て準備金を納付し、これに對し、兌換券（謂ふ所の現大洋票）を領用するもので、暗號文字を記して各行號の領用によることを明確ならしめる。而して、準備庫が兌換を爲したる時は、領用行號は直ちにそれ相當の現金を納付するを要する。準備庫が獨立の機關であり、四行號の何れか一に於て、損失を生ず

6) 7) 金融研究會，滿洲國幣制と金融，16頁以下。

ることがあつても、準備庫とは關係なきものとされて居ることは、四行準備庫の場合と同様である。尙ほ、準備庫發行の兌換券は當分の間、邊業銀行券を使用し、券面に聯合發行準備庫の文字を捺印して、區別することにした。

聯合發行準備庫を設立せしめると共に、他方、上記取締りに關する章程を制定して、準備庫發行以外の現洋票の流通を許さず、發行權既得の銀行にして發行をなさんと欲するものは、準備庫に加入して領用し、單獨に發行することは許さない。準備庫發行の兌換券は、準備庫加入の各銀行號により無制限に爲替取組に應ぜしめる一方、現金の運搬出境を嚴禁すること等が規定されたのである。

この現大洋票は、一般の歡迎する所となり、舊奉天票を漸次驅逐したけれ共、準備庫よりの領用は、東三省官銀號のみで、他の三行は各々單獨に發行を續けて居た。<sup>(註)</sup>

(註) 「聯合發行準備庫の發行額は、同庫第七回検査報告によれば、民國十八年末に於て八百三十萬元と稱せられ、これ等は總て官銀號の發行に係るものゝ如く、他の三銀行は事實上自行自らの所謂天津票を流通せしめ、準備庫を経ては發行して居ないと見られて居る。而して、其の現在流通高は明確でないが、民國十九年初頭の狀況として巷間に傳へられて居る所では、邊業銀行は一千二百萬元を下らざるべしと見られ、交通銀行二百萬元、中國銀行四十萬元と唱へられて居る。」<sup>8)</sup>

従つて、聯合準備庫による兌換券の發行は、兌換券の統一に對しては、効果が無かつたけれども、準備を嚴格にすることによつて濫發を防止し、兌換券の價值を維持せんとする目的には、ほどそつたものの如くである。併し、これも省政府との關係如何に依存することは、改めて述べる迄もない。

民國二十一年、滿洲國の建國と共に、幣制は確立され、東三省官銀號・吉林永衡官銀錢號・黑龍江省官銀號及び邊業銀行が、滿洲中央銀行に吸收合併されるに及んで、この四行號聯合發行準備庫も消滅し、現大洋票も滿洲國國幣に一圓對一圓の交換率を以て、兌換整理されたのである。

#### 四

民國二十四年十一月、劃期的新幣制が施行せられ、中央・中國・交通三銀行の兌換券を以て法幣と定むる一方、法幣に對する準備金の保管及び法幣の發行收換を處理する爲めに「發行準備管理委員會」が設けられた。この新幣制は、名實ともに、銀行券發行を統一する所の中央準備銀行（儲備銀行）設立までの過渡的暫定的便法として、中・中・交三行の銀行券を以て法幣としたもので、準備の統一を期する爲に、發行準備管理委員會が設けられたのであつた。併し乍ら、翻つて考ふるに、かゝる仕組がとられたことは、三銀行各々の勢力範圍を生かさねばならなかつた事情に基き、且つ、政府自らが單獨を以てこれに當ることは、過去の事跡により不可能であつたために、發行準備管理委員會が官民合同組織により設けられたもので、發券の集中を達成する過程に於て、依然として聯合準備を必要としたことを物語る。いふまでもなく、過去に於ける聯合準備制度とは異り、發展的な實質を備へて居ることは述べるまでもない。

本管理委員會は、發行を統一し、法幣の信用を鞏固ならしめることを目的として、上海に設けられたもので、分會を天津・漢口・廣東・濟南及び青島に置き、法幣準備金を保管し、法幣の發行收換の事務を辦理することを任務とする。而して、本會は、財政部より派遣さるもの五名、中央・中國・交通三銀行代表各二名、銀行業同業

(本節参考文献) 楊蔭溥、中國金融研究。財政評論社、戰時財政金融法規彙編。許性初、我國戰時金融集權制之檢討。財政評論、第3卷、第1期。飯島嶸司、支那幣制の所究。宮下忠雄、國民政府系金融機關論。支那研究、56號。周氏、支那貨幣制度論。

公會代表二名、錢業同業公會代表二名、商會代表二名、及び各發行銀行代表にして財政部長指命のもの五名より組織せられる。法幣準備金は、管理委員會の指定により、中・中・交三行の庫房を以て準備庫となし、各地に分つて保管する。且つ、毎月一回準備庫を検査し、發行額・準備種類及び金額を分別して公告し、財政部に報告するを要する。

發行準備管理委員會は、大體上述の如きものであり、銀の國有に伴つて、保管して發行準備となすものであるが、發券は各々中・中・交三行が各別にこれを行ひ、本委員會が發券して各行が領用するものではない。たゞ發行準備を保管・公開することによつて、法幣の濫發を制限し、信用維持をなさんとせるものであつた。蓋し、法幣は、管理通貨であり、完全に不換紙幣であつたのであるから、兌換準備としては全く必要がなく、結局、これ等は外國爲替充實資金に轉用されるものである。尙ほ、三行の發券と管理委員會の發行準備保管との關係は、明瞭でないが、民國二十五年より、同じく法幣とされた中國農民銀行の紙幣發行に對し、財政部長の告示した辦法がこの點を明かにして居る。即ち、

1. 中國農民銀行の發行する所の紙幣はすでに法幣と同様に行使することを規定せらる。其の發行準備金は規定にしたがひ全額を發行準備管理委員會の管理に移すべく、一切の發行額及び準備金の數額は何れも該會が検査規則にしたがひ、毎月検査し、公告するものとす。
2. 中國農民銀行の發行する紙幣は、自行發行のものたると他行の領用せるものたるを問はず、何れも發行準備管理委員會の規定せる辦法にしたがひて辦理するものとす。
3. 中國農民銀行の發行せる紙幣の外國爲替準備は、中央銀行と辦法を商訂して辦理するものとす。

中國に於ける聯合準備制度について

第一卷 二四三 第一號 二四三

1) 發行準備管理委員會検査規則。

4. 中國農民銀行の紙幣發行區域は農業の重要地方及び邊遠の省區に重きをおくべし。<sup>2)</sup> (以下略)

斯くの如く、發行準備管理委員會は、各發券銀行の發券額を検査するとともに、發行準備金を保管するもので、この點、曩に述べた所の公庫制、或は聯合準備庫とは異り、國家權力の強大化を反映せるものである。と同時に民間の協力を依然として必要とすることを示し、聯合發行準備の名残りを止むるものとして、銀行券の統一集中過程に於ける中國的特質を表すものと云ふことが出来る。

上述した如く、新幣制實施初期に於ては、發券は四行各々独自の立場から、これを行つて居たのであるが、日支事變勃發と共に、四行聯合辦事處(四聯總處)を組織し、相互の聯絡を圓滑ならしめたのであつた。併し、この四聯總處は、「四行間之溝通機構」<sup>3)</sup>であつたのに過ぎなかつたのであるが、事變が永びくと共に、國民政府は、戰時金融對策を鞏固ならしめる必要上、新たに四聯總處を、民國二十八年九月に組織せしめた。「戰時健全中央金融機構辦法」<sup>4)</sup>の制定がこれであり、その後「中央中國交通農民四銀行聯合辦事處總處組織章程」<sup>5)</sup>が公布されたのである。

新四聯總處は、中・中・交・農四銀行の合組にかゝる聯合辦事總處で、理事會は、中央銀行總裁・副總裁、中・交兩行董事長・總經理、中國農民銀行理事長・總經理及び財政部、經濟部の代表によつて組織される。新四聯總處が如何なるものであるかについては、許性初によれば、「超四行性」のものであるといはれる。即ち、舊四聯總處は獨立法人の資格を具有しなかつたのに對し、「新四聯總處は然らず、四行の業務を指揮し、監督し、管理し、否、代行をさへする上級組織であり、斯くて超四行性を具有することは明白であり、」<sup>6)</sup>「聯合總處理事會の構

2) 宮下忠雄, 支那貨幣制度論, 282頁。

3) 許性初, 前掲論文, 2頁。

4) 戰時財政金融法規彙編, 6頁。 宮下忠雄, 前掲論文, 134頁。

5) 戰時財政金融法規彙編, 10頁。

成、理事會主席の職權、業務等より見れば、四行の「總管理處」を形成するものであるといふのである。

新四聯總處の職權は、組織章程第二條に四行券料の調劑事項以下十三項目が擧げられ、凡そ金融に關する總ての項目を網羅して居る。而して、これの執行に當つては、戰事金融委員會、戰時經濟委員會の二に分ちて分掌される。發券業務に關しては、前者がこれに當り、委員會の中に發行處を設けて、四行聯合發行準備を審核し、發行額(券料)を調整し、且つ小額券の分配を規正する等の任に従ふのである。

(註) 法幣準備金については、「鞏固金融辦法綱要」(民二八・九)に左の如き規定が設けられた。

(甲) 法幣準備金及び検査公告辦法

一、法幣準備金には、從來よりの金・銀及び外國爲替の外、左記のものをして之に加へて充實するを得。

(1) 短期商業手形、(2) 倉庫證券、(3) 生産事業の投資

國民政府發行の公債を準備金とする時は、準備金金額の十分の四を超過するを得ず。

二、發行準備管理委員會は、各重要省市の商會・銀錢業公會代表を招聘して參加せしめ、検査を公開し、發行額及び準備金の實狀を公告すべし。

小額券の分配については、「改善地方金融機構辦法綱要」(民二七・四)に於て、第三條以下に規定されて居る。こゝには第三條のみを掲げて置く。

三、財政部は各地方金融機關が第四條に規定する準備にしたがひ、中・中・交・農四行の一元券及び輔幣券を領用することを特准す。その領用額は財政部が檢定す。

發行準備の検査に關する限り、新四聯總處と發行準備管理委員會とは、その權限が競合するやうに思はれるの

中國に於ける聯合準備制度について

第一卷 二四五 第一號 二四五

6) 許性初, 前掲論文, 3頁。  
7) 戰時財政金融法規彙編, 8頁。宮下忠雄, 前掲論文, 133頁。  
8) 同上, 3頁。同上論文, 128頁。

であるが、この兩者の關係については、詳かにし得ない。

ともかく、新四聯總處は、戰時金融經濟政策に適應する機關として設けられたものであるが、許性初はアメリカの聯邦準備局と比較して、之を説明し、聯邦準備局に向ふことを理想として居る。即ち、「銀行の銀行」として、金融中樞機構となることが、期待されて居り、而も、その制度は、アメリカの制度が最も中國に適合するものと考えられて居る點は注目すべきである。勿論、この新四聯總處は、アメリカの聯邦準備局の組織と機能に比し、未だ及ばざること遙かに遠いのであるが、法律上既に立法院を通過せる「中央儲備銀行」<sup>10)</sup>の一日も早く成立することを促進するものとして、新四聯總處の誕生は意義を有するものとされて居る。

斯く觀する時、中國に於ける中央銀行は、聯合準備制のものとして成立すべきことが、歴史的に約束づけられて居るものといふべく、金融・經濟の歴史的地盤がこれを必然ならしめる、たゞ問題は、これと國家權力との關係であり、國家の支配力が多いか自主的のものとなるかは、國家の實力の消長に依存して居るのである。

尙ほ、公債消化を援くるために、上海に國債管理委員會が組織され、儲蓄預金保證準備保管のために、同じく上海に儲蓄存款保證準備保管委員會が組織され、官民合同して、各々その目的達成に努めて居り、これらの意義については、發行準備保管委員會と異なる所がないのであるが、本稿に於ては、觸れないこととし、改めて詳述する機會をもちたいと思ふ。

## 五

中央銀行の不備、戰爭による金融界の混亂は、中國金融業者をして、自主的に防衛することを餘儀なからしめ、

9) 許性初, 前掲論文,  
10) 飯島幡司, 前掲書, 302頁。

聯合準備庫を各地に結成せしめた。民國二十一年二月、上海新式銀行間に於て設立された上海銀行業同業公會聯合準備委員會を初めとして、これと前後して設立された天津市銀錢業同業公會組公庫・杭州銀行業公庫・上海錢業公會聯合準備庫等がこれである。

かゝる聯合組織は、直接の原因としては、戦争による金融界の混亂を自主的に切り抜けんとするにあつたが、根本的には、金融機構の不整備、特に銀行の銀行たる中央銀行に金融統制力なく、且つ國家がこれを救ふ實力を有して居ないために、自主的に對策を講ぜざるを得なかつた點に求められる。

中國に於ける中央銀行は、清末に於て設立された戶部銀行（度支部銀行・大清銀行）を濫觴とするが、これは單に制度的移入に止まり、金融を統制する地位にはつき得なかつた。その後、幾ばくもなくして、辛亥革命となり、民國政府成立するに及んで、大清銀行の更生したる中國銀行を中央銀行としたが、交通銀行との抗争に終止し、且つ、中央政府の權力弱く内亂その極に達した時代であつたので、銀行券の統一はもとより、金融統制は全く望むべくもなかつた。民國十七年、南京政府の北伐完了と共に「中央銀行」が設立され、近年に至つて漸く中央銀行的機能を果すものとなり、外國爲替に對する實權を外國銀行より奪ひ、中國・交通銀行と共に上海手形交換所に加出して漸次金融界に地歩を固め、前記幣制改革によつて、法幣の統一も漸く形をなしたといふものゝ金融界をリードし、金融の逼迫・緩慢に對處して統制を加へる地位には、未だ達して居なかつたのである。

而も、第一次上海事變は、金融界を混亂に陥らしめ、金融は梗塞し、銀錢業の門を閉すものが無數に上つた。政府またこれを救ふ力なく、こゝに彼等は自ら團結して急を救はなければならなかつたのである。

中國に於ける聯合準備制度について

第一卷 二四七 第一號 二四七

(本節参考文献) 楊蔭溥, 中國金融研究。中央銀行, 金融法規彙編。小島昌太郎, 支那に於ける特殊通貨の研究。中宮下忠雄, 上海銀錢業聯合準備の支那研究, 第55號。

ことに、上海に於ける聯合準備制度について、簡単に述べ、その組織及び機能について輪割を示したいと思ふのであるが、詳しくは、既に多くの論述があるから、それらを参照されたい。

曩に述べた如く、第一次上海事變に際し、民國二十一年二月に上海銀行業同業公會聯合準備委員會が組織された。元來、上海に於ける新式銀行間には、上海市銀行業同業公會があつて、相互の利益の増進に當つて居り、公準備金制度を内部にもつて、不時の準備をなして居たのであるが、これが一の公共機關に組織されたのである。即ち、銀行業同業公會が基本となつて組織せるものであるが、併し、委員銀行は同業公會會員銀行であると否とを問はず、上海に於ける銀行は總て加入し得ることとなつて居る。たゞ當分の間は、上海銀行業同業公會聯合準備委員會公約に賛成署名した銀行に限られる。

聯合準備委員會は、各委員銀行に財産を提供せしめて聯合準備となし、これに基いて公單及び公庫證を發給し、更に拆放をなすことによつて、この運用を完全ならしめることにあつた。即ち、公單はそれ自體が流通し得る性質のものであると同時に、所持人に對し割引して現金に換ふるを得せしめ、更に委員銀行が現金を欲する時には、これを擔保として拆放（コール・ローン）を與へる。また、公庫證は發券または領用の保證準備金に用ひしめるのである。このことは、金融梗塞に對處する支拂手段を提供するものであり、且つ、聯合準備をなしてその信用を高め、流通を確保せんとするものである。

聯合準備委員會は、更に、民國二十二年票據交換所を、民國二十五年票據承兌所を附設した。前者は、即ち、手形交換所であり、後者は手形引受所である。手形交換に於ては、中央銀行の力を藉らずに、自主的にこれを行

1) 前掲參考書。

ふと共に、手形引受に於ては、承兌所員銀行振出の手形を引受け、割引を斡旋して、銀行手形の流通をはかり以て金融を圓滑ならしめんとするものである。

最近に於ては、日支事變勃發と共に、第一次モラトリアム令(民二六)が施行せられるや、同業匯割制度によつてこれに對處し、更に第二次モラトリアム令(民二八)が上海にしかれるや、同業匯割制度を同業匯割領用制度に發展せしめて、政府の方針に違ひつゝ、自らの營業に支障なからしめて居ることは周知の如くである。而も、同業匯割領用制度は、匯割證を發給する規定を含み、<sup>2)</sup>現實には國民政府によつてその發行を阻止されて居るといはれるが、これは、法幣没落後に於ける支拂手段を用意せるものと見られ得る。

斯くて、政府が重慶に逃避して後も、重慶政府の意向にそひつゝも、他方、自主的防衛策をも準備しあり、且つ、その任務をよく果し、金融界の安定に貢獻しつゝあるのである。而して、かかる制度の運用は、彼等に最も適するものゝ如く、歴史性の然らしむる必然的のものであり、かかる制度を現在尙ほとらざるを得ない状態にあるのである。

尙ほ、上海錢業聯合準備庫は、民國二十一年十月に成立、同二十四年一月に永久組織となつた。元來、第一次上海事變による金融界の混亂に對處するため、民國二十一年三月に錢業同業公會内に錢業財產特別保管委員會が組織されたのであるが、本準備庫はこれの發展せるものである。

本準備庫は、錢業同業公會の會員を以て基本會員とし、特に元字莊にして加入を希望するものは、これを加へ得ることゝなつて居る。而して、準備庫は、各莊の拂込める現金及び準備財産を保管し、同業錢莊に貸付割引を

2) 發行匯割證簡則，小島博士，前掲書，254頁。

なし、或は中央銀行より兌換券を領用して錢莊に供給する。而して、各會員莊は、當座勘定を準備庫内に開き、對銀行手形の受拂及び同業間の手形交換尻をこれに振替へ決済するのである。即ち、準備庫は、銀行業聯合準備委員會及び外國爲替銀行組合に加入して、會員莊の對銀行手形の受拂をなすと共に、錢莊票據交換所の中心を形成して居るのである。

以上の如く、上海に於ける銀行業の聯合準備委員會、錢莊の聯合準備庫ともに、地域こそ上海内に限られるが、銀行・錢莊の中樞機關的役割を果して居ることを知る。而も、互助的精神に基き、各々が財産を共同擔保して自治的に行つて居るのである。かゝる制度が、今日、相當効果的に運用され、成績を擧げて居ることは、中國經濟の歴史的な性格から規定される必然の結果としても、又、金融機構の最も自然的な發展過程としても、注目すべき價値が充分にあるであらう。これらが、單に戰爭期に於ける一時的の所産として、看過することを許さない所も、こゝにあると思ふ。

## 六

以上、中國に於ける聯合準備制度について、その沿革、内容及び成立の社會的根據について概説した。

要するに、かゝる制度が、自主的に、或は國家の施策として採用されたことは、金融の中樞機關として中央銀行の不整備に歸せしめられ得る。資本主義の高度化に伴ひ、金融機關の簇生は、金融機關相互の有機的聯絡を必要とし、こゝに中央銀行の成立を促す經濟的理由の一つがあるのである。中國に於ては、清末以來、中央政府の權力頗る弱く、地方軍閥は各地に割據し、國家的統一は頗る困難なものであり、國民經濟また、これに従つて分裂

の状態にあつた。中央銀行の設立も、既に清朝末期にこれを見たのであるが、單に制度的移入に止まり、而もこれに支配力をもたすだけの中央權力なく、單なる財政補填機關としての役割を果すに過ぎなかつた。而も、内亂は相次いで起り、軍閥の暴威を振ふあり、屢次の對外戦争また常に國內に於て戦はれ、爲に金融恐慌が惹起されても、これを救済する機關が無かつたのである。

他方、金融機關は、外國貿易及び國家財政に結びついての發展に過ぎなかつたといふものゝ、特に新式銀行の發達は相當著しく、他の經濟部門に比して、跛行的でさへあつた。斯く、銀行が發達するに至れば、曩に述べた如く、中央銀行的役割を果すものが必要となつてくる。國家も亦、主として幣制・財政等の問題から中央銀行を必要とし、これが發展に努力したのであるが、經濟界を支配する力なく、初期に於ては、謂はゆる民間の自主的統制へ依存せざるを得ず、政府が力を得て後も、過去に於ける政府と中央銀行との關係から、及び、當時の金融界の情勢から、聯合準備の形をとらざるを得なかつたのである。

更に、日支間の紛争は、金融界を極度の混亂に陥らしめたのであるが、これを救済する機關なく、政府また實力がなかつたので、従来より中央銀行的役割をなすものを必要として居たことでもあるから、相互に共同財産を聯合準備して、急救の機關としたのであつた。聯合準備委員會・聯合準備庫がこれである。而して、今日、これ等の機關が、一地區内に限られて居るとはいへ、有効に運用されつゝあるのは、吾々にとつて頗る興味あることである。而して、この聯合準備制度が、領用制度とともに、幣制の分立割據性なる地盤の下に生れ、相當の効果をあげて來たことは、發券制度發展史に於ても、注目されるべきものである。(昭十五・十二)